

## 福島県大規模小売店舗立地審議会議事録

令和2年9月8日(火) 10:00~11:40

福島県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

事務局	<p>本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。開会に先立ちまして、傍聴者の方々にお願いを申し上げます。入室時にお配りしております傍聴に当たっての留意事項に基づき、静粛に傍聴されるよう御留意願います。</p> <p>また、傍聴される方が会議の議事運営に支障となる行為をした場合は、退場していただくことがございますので、御注意いただくとともに、会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合には、会議を途中で非公開とさせていただく場合がありますので御承知願います。</p> <p>あわせて携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに切りかえていただくようお願いいたします。</p> <p>続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第、次に、福島県大規模小売店舗立地審議会委員名簿、出席者名簿、資料1から4、参考資料1、2、最後にメガステージ二本松の図面を参考に準備しておりますので御確認ください。</p> <p>不足等はございませんでしょうか。</p> <p>それではこれより、令和2年度第1回福島県大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。私は議事までの進行を務めさせていただきます、商工労働部商業まちづくり課主幹兼副課長の海藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>開会に当たりまして、商工労働部、部長の宮村より御挨拶を申し上げます。</p>
事務局	<p>皆さんおはようございます。商工労働部長の宮村でございます。本日はお忙しい中、本審議会に御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>委員の皆様には、本年7月の委員改選に際しまして、御快諾をいただき、それぞれ再任・新任により、御就任をいただきました。心から感謝を申し上げます。</p> <p>現在、本県では、東日本大震災からの復旧復興、人口減少</p>

	<p>や地域創生といった大きな課題を抱える中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、大変大きな影響を受けております。ウィズコロナの時代を見据えながら、感染防止を徹底して経済の回復を図っていかねばならないということで、現在、商工労働部を挙げて取り組んでおります。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。</p> <p>さて、大規模小売店舗立地法につきましては、大規模小売店舗の立地に関して、周辺的生活環境の保持の観点から、設置者による適正な配慮がなされるようにしていくことが目的となっております。</p> <p>このため、大規模小売店舗立地審議会におきましては、大規模小売店舗の立地に当たり、配置や運営方法について御意見をいただき、周辺地域的生活環境の保持を図ってまいりたいと思っておりますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は、二本松市に立地予定の大規模小売店舗の新設につきまして御審議をいただきます。委員の皆様には本審議会の役割に基づき、それぞれの専門的な見地から、また、生活環境保持の視点から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ここで本日御出席いただきました委員の皆様を御紹介させていただきます。</p> <p>本審議会の委員につきましては、今年7月の委員改選により4名の方々に再任いただきました。また、今回新たに大和田廣子委員、加藤幸枝委員、徳永幸之委員に御就任いただきました。</p> <p>本日の審議会は、委員改選後初めての開催となりますので、委員の皆様を御紹介させていただき、また、御挨拶をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>順番に御紹介させていただきます。</p> <p>大和田廣子委員でございます。</p> <p>加藤幸枝委員でございます。</p> <p>佐藤英司委員でございます。</p> <p>鈴木深雪委員でございます。</p> <p>徳永幸之委員でございます。</p> <p>永幡幸司委員でございます。</p>

	<p>樋口良之委員でございます。</p> <p>続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。</p> <p>商業まちづくり課長の野本でございます。</p> <p>主任主査の坪井でございます。</p> <p>副主査の瀬谷でございます。</p> <p>副主査の大友でございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>ここで事務局から2点御報告させていただきます。</p> <p>本日は、当審議会の委員総数7名のところ、7名の委員に御出席いただいております。審議会規則第5条第3項に定める過半数の出席をいただいております。本審議会は成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>次に、この審議会の公開についてですが、附属機関等の会議の公開に関する指針により、原則として公開するものとされておりますので、原則どおり公開とさせていただきます。また、審議会の議事につきましても、その概要を公開いたしますので、御了承願います。</p> <p>続きまして、会議次第3の(2)に移らせていただきます。</p> <p>大規模小売店舗立地法の概要と令和元年度及び令和2年度における大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、大規模小売店舗立地法の概要について説明いたします。</p> <p>資料1を御覧ください。大規模小売店舗立地法の概要についてです。まず、大規模小売店舗立地法の目的は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の設置者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的としています。</p> <p>この届出対象は、小売業を行う店舗面積が1,000㎡を超える店舗となっており、飲食業やサービス業は除かれる取り扱いとなっております。</p> <p>3の大規模小売店舗立地審議会については、周辺地域の</p>

	<p>生活環境の保持に関する重要事項を調査、審議いただくものです。</p> <p>次に、裏面の基本的な手続きの流れを御覧ください。</p> <p>県は大規模小売店舗の新・増設の届出後、8か月以内に届出内容に対して意見を出す必要があります。設置者は、この期間、店舗を開店できないことになっており、その8か月の間に設置者が住民説明会を開催し、県は地元市町村や住民等の意見聴取を行った上で、県の意見を出す前に審議会を開催しております。</p> <p>審議会では、県からの諮問に基づきご審議いただくとともに、県に答申をいただくこととなります。</p> <p>審議会における主な審議事項は、  店舗周辺の交通渋滞・交通安全に関すること、  騒音の発生に関すること、  廃棄物の管理に関すること、  街並みづくりに関すること、  防犯に関すること、</p> <p>であり、この五つの事項について、審議していただくことになっております。</p> <p>県ではこの審議会の答申を受け、設置者への意見を決定するという流れになっております。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>続きまして、令和元年度及び令和2年度における大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について説明します。</p> <p>まず、資料2の1ページの令和元年度の届出状況について説明します。</p> <p>項目1の大規模小売店舗立地法第5条第1項に基づく新設の届出事案は6件で、その中には本日御審議いただくメガステージ二本松Aエリア及びBエリアも含んでおります。</p> <p>次に、2の大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく施設の配置及び運営事項の変更による届出事案は、8件ございました。</p> <p>3の大規模小売店舗立地法附則第5条第1項に基づく既存店の変更の届出事案は、大店立地法が施行される前に設置された店舗で、大店立地法施行後に初めて変更の届出を行う場合のものです。こちらは、3件ございました。</p> <p>なお、大店立地法第6条第1項に基づく設置者の名称、</p>

	<p>住所、代表者変更等の軽微な事項に基づく変更の届出は省略しております。</p> <p>こちらの昨年の届出については、本日審議予定の事案を除き、いずれも意見なしということで対応しております。</p> <p>次に、令和2年度の届出状況について説明させていただきます。</p> <p>令和2年7月31日時点で新設の届出は3件、変更の届出が2件、既存店の変更届が1件という状況となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>説明につきまして皆様から御質問等をいただければと思います。</p>
委員	(質問なし)
事務局	では、資料1及び2に係る説明を終了させていただきます。
事務局	<p>それでは会議次第4の議事に移ります。</p> <p>議事の進行につきましては、福島県大規模小売店舗立地審議会規則第5条第2項によりまして、会長が務めることとなっておりますが、委員改選後初めての審議会でございますので、会長が選出されるまでの間、商工労働部長が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお祈いします。</p>
事務局	<p>それでは、仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>よろしくお祈いいたします。</p> <p>議事の(1)会長の選任及び会長職務代理者の指名についてであります。まず、会長の選任を行いたいと思います。</p> <p>審議会規則の第4条第1項の規定により委員の互選となっております。</p> <p>委員の皆様から、自薦・他薦等ございましたらお祈いいたします。</p>
委員	樋口委員を会長として推薦いたします。
事務局	ただいま佐藤委員から、樋口委員の御推薦をいただきました。皆様いかがでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	<p>異議なしということで、樋口委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお祈いいたします。</p> <p>会長が選任されましたので、この後の議事は会長にお任せしたいと思います。御協力ありがとうございました。</p>

事務局	樋口会長、議長席に御移動申し上げます。 それでは樋口会長から御挨拶をいただきたいと思 います。樋口会長よろしくお願いいたします。
会長	地域にある国立大学、教員として、非常に栄誉なことだ と思います。どうぞ皆様の御協力をよろしくお願いいたし ます。 本日は、諮問基準1の2、特に規模の大きな店舗で交通 渋滞や騒音等、周辺地域の生活環境への影響が見込まれる 案件に該当するメガステージ二本松Aエリア及び同Bエリ アの新設計画について御審議をいただきます。詳しくは後 ほど事務局から説明があると思います。 大規模小売店舗の立地は、周辺地域の生活環境に大きく かかわる問題であります。皆様がお持ちの専門的な知識や 豊富な経験に基づき、御審議をお願いすることとなります。 本審議会の議事運営が円滑に進みますよう御協力をお願 いしまして、挨拶といたします。よろしくお願ひします。
会長	それでは始めていきたいと思ひます。 議事(1)から進めていきたいと思ひます。会長職務代理 者の指名についてでございますが、会長職務代理者は審議 会規則第4条第3項により会長が氏名ということになって おります。そこで、佐藤委員にお願いしたいと思ひますが、 佐藤委員よろしいでしょうか。
委員	(了承)
会長	よろしくお願ひします。 次に、本日の審議会の議事録署名人を私から指名させて いただきたいと思ひます。後日、事務局が作成した議事録 の内容を確認し署名をお願いすることとなります。 本日の審議会の議事録署名人は、鈴木委員と徳永委員に お願いしたいと思ひますがよろしいでしょうか。
委員	(了承)
会長	よろしくお願ひします。 では、議事(2)に移ります。 メガステージ二本松Aエリア及びBエリアの新設につい て、県から当審議会に諮問がございます。
事務局	メガステージ二本松についてですが、AエリアとBエリ アは敷地中央に市道が通っていることから、大店立地法上 は別々の店舗として扱うこととなりますので、届出が二つ

	<p>となります。</p> <p>ただ、設置者が同一であること、隣接地の立地であること、及び共通する届出事項が多いことから、届出内容の説明と御審議を同時進行で進めていただきたいと思いますと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、メガステージ二本松Aエリアと同Bエリアを同時進行で議事を進めます。</p> <p>それでは、諮問をお願いします。</p>
事務局	<p>大規模小売店舗立地法に基づく届出について諮問をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>委員の皆様には今の諮問文の写しをお渡ししておりますので御覧下さるようお願いいたします。</p> <p>なお、ここで宮村部長は業務の都合により退席させていただきますので、御了承ください。</p>
会長	<p>それでは引き続き議事を進めます。</p> <p>議事(2)「メガステージ二本松Aエリア」及び「メガステージ二本松Bエリア」の新設について、事務局から、届出内容について説明してください。</p>
事務局	<p>概要について説明をさせていただきます。</p> <p>まず、資料の3の5ページ目の後に別添資料というものがございます。そちらを御覧いただきたいと思います。</p> <p>私から概要を説明しまして、後で担当の方から詳しい内容について説明させていただきます。</p> <p>今回は、メガステージ二本松Aエリア・Bエリアということで、最後のページにA3横の図面がございます。二本松の国道4号バイパスのすぐ北側です。真ん中に道路を挟んでAエリアとBエリアがございます。</p> <p>届出者は株式会社アクティブワン、本年2月28日に届出がございました。</p> <p>本年11月1日開店予定でございます。</p> <p>Aエリアにつきましては、店舗面積4,146㎡で、4店舗の出店を計画しております。</p> <p>Bエリアにつきましては、4,947㎡で、2店舗の出店を計画しております。</p> <p>全体で9,093㎡という店舗面積です。</p> <p>詳細につきましては、担当の方から説明させていただきます。</p>

<p>事務局</p>	<p>私から届出の詳細について説明させていただきます。</p> <p>今ほど御案内申し上げました別添資料の2ページ目を御覧ください。こちらに沿って届出の概要について説明させていただきます。</p> <p>お手元のメガステージ二本松の大規模小売店舗立地法に基づく届出書も使って説明させていただきます。</p> <p>まず、配置図をもとに説明させていただきます。配置図は、共通図面の中に、資料6のカラーの全体配置図がございます。正面左側に、全体配置図を映しております。スクリーンの画像は文字が小さくなっておりますので、お手元の資料も御覧いただきながら説明させていただきたいと思っております。</p> <p>まず、交通に係る事項の駐車場及び駐輪場の確保についてです。駐車場の収容台数は524台確保しております。指針による必要駐車台数は両エリアに合わせて465台で、指針より59台多く、十分な駐車場を確保している計画になっております。</p> <p>次に、駐輪場の収容台数は270台です。指針に基づく駐輪台数が261台ですので、こちらも指針を上回る収容台数を確保しているという内容です。駐輪場は、店舗駐車場に6か所設けております。Aエリア3か所、Bエリア3か所です。</p> <p>次に、イの項目、駐車場の出入口です。こちらは、Aエリア3か所、Bエリア3か所です。お手元の全体配置図を御覧ください。Aエリアの南側に出入口1、Aエリアの東側に出入口2と出入口3がそれぞれあります。</p> <p>Bエリアは、西側に出入口4、5、そして北側に入口専用の出入口6ということで計画しております。</p> <p>駐車場内は、オープン日、そして繁忙期など多数の来客が予想される場合は、交通整理員を配置して円滑な誘導に配慮するという計画でございます。</p> <p>次に、ウの項目、交通処理です。</p> <p>届出書の共通資料の交通処理計画が、お手元にあると思います。その中に、商圈範囲図、入出庫経路予測図というA3カラーの資料があります。商圈範囲図は72ページです。これらの図面をもとに御説明をさせていただきます。</p>
------------	--



まず、商圈範囲図を御覧ください。

商業施設が設置される場所は、二本松駅から南東へ約 1 キロ、計画地の南側には国道 4 号が走っております。商圈は半径 3 キロを計画しております。

73 ページの入出庫経路予測図を御覧ください。店舗周辺に様々な交差点がございます。交差点周辺の写真を撮影しておりますので、参考までに御覧いただきたいと思えます。

まず、こちらの写真は、交差点 1、お手元の入出庫経路予測図の中央辺りです。

店舗周辺の主要な交差点について、反時計回りで説明させていただきます。

この写真は、交差点 1 を福島から郡山方面に向かったときに、国道 4 号を下りたときの写真です。ここを右折する車両が、1 時間あたり 45 台で予測しています。

次は、こちらと同じく交差点 1 です。こちらは逆に、郡山方面から福島方面に向かったときに、国道 4 号を下りた所の写真です。車両が多く、混雑しているように見えますが、実はこの先に工事用の信号があり、その影響で混雑が見られます。

次は、交差点 9 です。交差点 1 の北側にあります。写真は交差点 9 の北進方向です。左折すると店舗へ向かう道路ですが、こちらは開発道路として建設が進んでいるところです。

次は、交差点 9 の南進方向です。先ほどと逆の方向から撮った写真です。

次は、交差点 2 です。こちらは西側から東に向かって撮った写真です。

次も交差点 2 です。こちらは北から南に向かって撮った写真です。セブンイレブンの看板を右折し、店舗へ向かう経路です。

次は、交差点 3 です。こちらは東から西に向かったときの写真です。店舗に向かうには、この信号を左折します。

次も交差点 3 です。こちらは、店舗から退店する車両の経路です。南から北に進む車両から見た交差点の写真です。

次は、交差点 8 です。こちらは西から東に向かう車両の目線で撮った写真です。写真の真ん中が、現在建設中の開

発道路です。店舗に向かうにはここを右折いたします。

次も同じ方向からの写真ですが、若干場所を変えて撮ったものです。下り坂になっており、ちょうど真ん中辺りを右折して店舗へ向かいます。

次に交差点5です。夕方の撮影のため暗くて見づらい写真ですが、こちらは国道4号の交差点5から店舗へ向かう方向で撮影しました。

次は、最後の写真で交差点5です。交差点5を北に進み丁字路に突き当たった場所から交差点5の方向を撮影した写真です。写真は以上です。

次に、入出庫経路予測図ですが、御覧いただいた周辺交差点を経由して店舗に向かう計画です。それぞれの交差点に数字が書いてありますが、例えば交差点5であれば75と書いてあります。こちらは1時間当たりの来店車両台数の予測となっています。

次に、別添資料に戻っていただき、エの項目、荷さばき施設の整備について、説明させていただきます。

こちらは、A・Bエリアそれぞれに資料がありますが、Aエリアの資料をご覧ください。

届出書34ページの上部、「カ 荷さばき施設の整備等」に記載があります。こちらの内容は、A・Bエリア共通になっています。

搬入車両の大きさを勘案し、十分な作業スペース、そして1時間当たりの搬入車両を勘案した面積を確保する、繁忙時間帯をなるべく避け、作業時間を短縮し、お客様に御迷惑をかけることがないように努めるという内容です。

次に、別添資料オの項目、歩行者の項目です。記載のとおり来客自動車と動線を分離し、点字ブロックにより店舗入口までの歩行者動線を確保し、繁忙混雑等、必要に応じて交通整理員を配置する計画となっています。

全体配置図を御覧いただきますと、歩行者専用道路ということで、オレンジで色がついています。歩行者専用入口を設けて、来店客を誘導する計画です。

続きまして、別添資料の(2)騒音の項目でございます。

騒音予測評価は、等価騒音レベル、夜間の個別騒音について評価しており、全ての予測地点において基準値を超えない予測結果となっています。

	<p>続きまして、(3) 廃棄物等の保管についての項目です。廃棄物保管のための施設容量について、必要保管容量に対しまして、十分な保管容量を確保する計画となっております。</p> <p>続きまして、(4) 街並みづくりです。届出書の41ページを御覧ください。街並みづくり、そして公害対策についての記載があります。</p> <p>景観計画等の法令を遵守する計画であり、植栽や屋外照明についても、配置、方向、強さ、点灯時間に配慮して計画するとなっております。</p> <p>最後に、別添資料の(5) 防犯の項目です。届出書の35ページに記載があります。</p> <p>内容は、駐車場利用時間以外は、駐車場の出入口をチェーンで施錠する計画となっております、また、警備会社により駐車場の巡回を実施します。さらに、防犯カメラを設置するという計画です。</p> <p>届出の概要は以上です。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>では引き続き、立地市町村及び住民の意見、また本日の審議会に先立ち行われた県の連絡調整会議における審議結果について説明をお願いします。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>立地市町村及び住民の意見、県の連絡調整会議における審議結果について説明させていただきます。</p> <p>県の連絡調整会議は、大規模小売店舗立地法の施行に関し、庁内関係部局間での総合調整を図るために設置したもので、本審議会の諮問事項に関して調整を行うものです。</p> <p>お手元の資料4が連絡調整会議の審議結果です。説明の前に、審議の経緯について会議の際に使用した資料3で説明いたします。</p> <p>資料3-3 商業まちづくり課及び関係機関の審査結果という項目です。届出書の内容を、大店立地法の運用を行う上での基準を示す「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」に照らし審査した結果、各種対策や予測結果において基準や指針を満たす内容となっており、全体を通して意見なしとなっております。また、関係機関の審査結果について詳細に書いてあり、総じて意見なしの内容となっております。</p> <p>次に、今回の審議の中で考慮した点が3点あり、説明さ</p>

せていただきます。

まず1点目は、資料3-1を御覧ください。資料3-1は、地元自治体である二本松市から提出された意見で、当該意見を考慮しております。具体的な意見の内容は、交通に係る事項、防犯対策に係る事項、騒音の発生に係る事項、廃棄物の発生に係る事項についての意見です。

この二本松市からの意見は、資料3-2にありますように、設置者からはすべて対処しますという回答が出されております。資料3の5ページを御覧いただきますと、上段に二本松市と設置者との協議実施概要が記載してあり、二本松市は、設置者からの回答内容についてすべて応諾をしています。

2点目ですが、住民からの意見提出はありませんでした。

最後に、3点目ですが、当課で審査する中で疑義があり、設置者に具体的な対策を求めた事項が3点ありました。

一つ目は、交通処理計画です。入出庫経路予測図を見てください。交差点1の予測において、国道4号を図の左下から右上に北進した来店車両の左折の検証が行われていなかったため、追加で予測を求めました。仮に交差点1の手前にある交差点5での左折予測車両75台が交差点5を通過し、すべて交差点1で左折したと仮定しても、混雑は発生せず、十分対応できるとの検証結果が提示されました。

二つ目は、広域誘導看板の設置計画です。今回作成・提出されました。お手元の追加資料の最後に添付しております。①の看板の記載が右端に示されています。設置場所はあくまで現段階の計画となっております。

三つ目は、防犯です。営業時間外は駐車場をチェーンで封鎖するとの計画で、詳細な計画の内容を確認しました。資料の添付はありませんが、自転車や歩行者が侵入できないよう、ガードパイプとチェーンバリカーとの間隔は狭めて設置するとの回答がありました。

以上、事務局としては、県の意見及び要望事項を調整するに当たり、指針に照らし合わせるとともに総合的に検討し、計画どおりであれば問題発生懸念はないと想定されます。しかし、オープン後に各種予測結果と現状との乖離が大きくなれば交通混雑及び騒音等が発生する懸念があります。

	<p>以上の審議結果により、今回の届出の内容は指針の基準を満たしていると認められることから、県の意見は「なし」とします。しかし、個別的要望事項及び一般的要望事項はありとの事務局案を作成いたしました。</p> <p>その具体的な内容は、お手元の資料4を御覧ください。</p> <p>大きく四角で囲んである箇所に県の意見、要望事項の考えを記載しています。指針に定める基準を満たせば、県の意見はなしとなります。</p> <p>本県では、生活環境の保持について改めて設置者に配慮を促す観点から、意見がない場合でも要望事項を提示しています。</p> <p>今回は、指針に定める基準を満たしていると判断するものの、立地する市から意見があったこと、連絡調整会議の議論内容を踏まえ、特に、個別具体的に配慮を求めるとの判断から、個別的要望事項を出すこととしました。</p> <p>なお、個別的要望事項の内容は、交通に係る事項が2件、騒音に係る事項が1件の計3件ということで整理しました。</p> <p>また、一般的要望事項は、すべての届出案件に共通する内容であり、記載のとおりです。</p> <p>以上が連絡調整会議における調整結果です。御審議よろしく申し上げます。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>ただ今、届出内容及び県の審議結果について説明がありました。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見や要望については、設置者が施設の配置や運営方法について大店立地法に基づく指針の内容を踏まえることになっております。</p> <p>まず、この指針に照らし設置者が示した予測結果や対応策が十分であるかを御審議いただきます。その上で設置者の予測結果や対応策が不十分であり、周辺的生活環境に影響を及ぼすと判断された場合は意見として通知するものとなります。</p> <p>さらに、指針で求める基準や内容は満たしているものの、周辺的生活環境の保持の観点から、なお一層の配慮が必要と判断される事項及び指針では配慮すべき事項とはな</p>

	<p>いないが、特に生活環境を考える上で配慮が必要と判断される事項については要望として設置者に通知することとしたいと考えています。</p> <p>このような意見と要望の取りまとめということで進めていきたいのですが、御異議ありませんでしょうか。</p>
委員	(了承)
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、当審議会の審議結果である答申に当たっては意見と要望という形で整理させていただくことといたします。</p> <p>なお、審議いただくに当たりましては、最初から区別するのではなく、まず、委員の皆様が考えている問題点などについて率直な御意見をいただき、その内容を審議の上、最終的に意見と要望に集約することといたします。</p> <p>それでは、審議を行います。御意見等ありましたら、お願いします。</p>
委員	<p>資料の3-3の2ページで生活環境部の方に聞きたいのですが、商業まちづくり課の評価で支障なしと判断していますが、その根拠を教えてくださいませんか。</p> <p>生活環境部がこんな評価したらちょっとまずいと思うのですが。</p>
会長	では、担当の方から、御意見をいただけますでしょうか。
水・大気環境課	商業まちづくり課で記載されている評価と届出内容を照らして、こういった形で回答させていただいております。
委員	<p>この指針で計算されているのは、環境騒音に対する増分のみですよね。</p> <p>50デシベルのところから50デシベルの騒音が加わったら何デシベルになりますか。</p>
水・大気環境課	明確にいくつということとはわかりませんが、100ということではなくて、騒音と騒音の重なった結果ということになると思います。
委員	<p>騒音の話で、最低限これくらい勉強してほしいですが、50と50なら53デシベルになりますけれども。</p> <p>今回の資料を見てると、増分だけで54デシベルっていうところがあります。もし、環境騒音が54デシベルあったとしたら、57デシベルになります。A地域なので環境基準を超えます。ですから、少なくとも生活環境部の立場</p>

	<p>としては、その地域の1軒1軒の家において環境基準を超えるかどうかは本来問題のほうですよ。少なくともそこを考えるのが生活環境部の立場のほうですよ。</p> <p>少なくとも騒音担当というのは、それぞれの家庭でどうなのかということ議論しなければいけないわけで、こちらの指針がいくら増分だけを計算してそれが基準内だからという話は、生活環境部の立場でそれで何も考慮せずに丸だって言うてしまうのは極めて問題です。</p> <p>この事案に関しては、一歩間違えると環境基準を超える可能性があります。</p> <p>ですから、結論としては、今回の個別的要望事項のところで生活環境の負担をかけないよう騒音に配慮しなさいと書いてありますから、最低限の手は打ってあるかと思いますが、その現状の環境騒音がどれぐらいのレベルがあり、それにどれだけの増分があるのか、それを勘案した時に何が起こるかというのを判断した上で、結論を出していただきたいと思います。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今のところは明確に議事録に残されることだと思いますので、担当部署におかれましては、そのことについて、御理解いただいてご対応いただくということで、今後、同じようなことがあったときに、この点については十分配慮されて進めていただくということを審議会としてお願いをしたいと思っております。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p>
<p><b>委員</b></p>	<p>交通に関していくつか確認と質問をさせていただきます。</p> <p>まず、この商業施設を前提としているのか、予めわかりませんが、商業地域に用途変更されて、道路整備もあわせて行われていると理解しているんですが、そういう理解でいいのかということです。</p> <p>その際に交差点9に右折レーンを整理されているようですが、この商業地域に向けては、この交差点9をメインのアクセスにしようと考えて道路の改良を行われているのではないかと推察します。</p> <p>それに対して、交差点2の信号交差点をどちらかというメインのアクセス道路にして、今回の計算予測、将来予</p>

測されているのですが、こちらの交差点2は、右折レーンを今後作る予定がないということであれば、ここを右折のメインにするということは、非常に危険ではないかと思っております。

確かに、計算上は問題ないということではありますが、ただ、実際事前の映像も見せていただいて、交通には非常に波がありますので、右折が重なってしまうということになると、右折が曲がれずにそこで滞留ができてしまうことになり、その直進も含めて交差点をふさいでしまうことになるので、状況によっては相当ひどい状況になることが懸念されます。

二本松市からの意見にもありましたように、やはり交差点9を右折のメインとして使うべきだろうと思っております。

更に言えば、交差点9での処理を上げるためには、帰りの経路は交差点2を使ってもらおうというような形にして、来退店経路をもう1回見直していただいた方がよりスムーズなアクセスが可能になるのではないかと考えております。

そういう処理をした方が、交差点8の負荷を減らすことにもなります。交差点8から右折で入ってくる西側からのアクセスの改善にもつながります。

そういった部分で、意見を出すのではないんですけども、予めそれをしっかり検討いただいて、交差点9を右折のメインとした方がスムーズになるのではないかということをしっかり数値上でも確認した上で、来店のチラシでの周知とか、あるいは設置看板の経路の見直しをしっかりとやっていただいた方がいいのかなと思っております。

あわせて、状況を見てではありますが、交差点9に信号設置ということも考えないといけないかもしれませんし、交差点の信号を時差式にするとか、いずれ交通管理者との協議というのもしっかりとやっていただければと思っております。

もう一つが、店舗の出入口です。出入口がちょうど向かい合って設置されています。そうなりますと、ここを横断しようとする車が出てくるという気がしております。

更に言えば、ここはほとんどこの店舗利用者だけの使用



	<p>ということで、そんなに周りに迷惑をかけないだろうと思いますけれども、Aエリアに右折で入っていく、それからBエリアに右折で入ってくるという、そういうアクセスもかなり多くなると見込まれますので、そういう意味では、本来は、それぞれ右折レーンを設置するような形で開発して欲しかったと思います。今となっては多分手遅れかとは思いますが、少なくとも交差点の使い方で、この市道を横断して店舗を行き来するとか、変な交通が現れないようにしっかりコントロールしていただければありがたいと思っております。</p> <p>それと、二本松市さんからの意見に対する回答についてです。交通整理員という表現がよく出てくるんですが、これは正直あまり安易に使ってほしくないと思っております。実際、この文書を読むと、その交通誘導員が、一般の交差点で誘導するような、そんな誤解を招くような表現になってしまっているの、それはできないと思っておりますし、一般道路上の交通事故対応ということで、ガードマンが対応するっていうことはあまり考えられないので、そうではない対応の仕方ということで回答をもらえるようにしていただければいいと思っております。</p> <p>他のところもそうですが、とにかく最後は誘導員を配置して対応しますということが逃げ口上みたいな形になってしまっておりますが、本来、出店者側からすれば、誘導員を配置するのはコストがかさむという話ですので、事業者に対してコストをかけて対応することを求めるというのはいかかなものかと。そうならないようにしっかり事前準備してくださいという形で指導していただければと思っております。以上です。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>交差点2と9の使い方、それからA、Bエリア間の行き来、右折、それから交通誘導員ということは安易に使ってほしくないという、大きくはこの3点であったと思われるんですが、事務局の方で何か今の委員の御発言にコメントありますか。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>まず、お話にございました交差点2と9というところですが、交差点9につきまして、北からの来店経路は計画されておらず、現状右折についても検討されておられません。</p>

	<p>先生のお話のとおり、交差点9について、果たしてどれだけ耐えられるのかという検証を行うには、再計算が必要かと思われます。</p> <p>もし、御指摘のとおり交差点2ではなく、交差点9で来店を促すということであれば、耐え得るという計算の前提のもとに、誘導経路を変更する必要が出てくると考えます。</p> <p>その場合は、先ほど御説明しました広域誘導看板の計画について、⑤番のところに看板が設置される計画になっております。こちら変更が必要になる可能性がありますので、改めて事業者と、そして先生と御相談させていただきたいと思ひます。</p> <p>また、駐車場出入口2と4につきましては、確かに向かい合っていて、各エリア間を行き来する車が発生してしまうのは否定できないと考えます。事業者の方から繁忙時等、交通誘導員で事故防止に努めるという話は聞いてはおりますが、そういった交通誘導員の具体的な対策についても、事業者の方に確認したいと思ひます。</p> <p>最後に、交通誘導員が周辺交差点を誘導するというお話ですが、先日行われました連絡調整会議におきまして、県警からも話があり、こちらの資料には落とし込んでいなかったのですが、やはり一般道路上での誘導には危険が伴うという意見がありましたので、こちらは控えていただき、あくまで敷地内での誘導に止めるということを事業者には確認しております。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今の事務局のコメントに対して、先生どうでしょうか。</p>
委員	<p>もともと交差点9の改良を計画した経緯等も含めて確認いただければと思ひますので、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他の委員の方からも意見をいただきたいと思ひます。</p>
委員	<p>せっかくの機会なので、少し要望したいと思ひんですが、交通処理計画の資料を見させていただいても、実はその交差点形状がよくわからないんです。実際に右折レーンがあったとして、その右折レーンの長さがどれだけで、何台くらい滞留できるのかといった情報がないので、それがわかるような形で、資料を提供いただきたければありがたい。</p> <p>それから、基本、交差点の方は、率という形でチェックさ</p>

	<p>れていますが、危険なのが、既に混雑している交差点というのは、渋滞が発生しているが故に交通量が落ちているという場合があります。そうなると、その渋滞で落ちている交通量に負荷が乗っかっても、交通容量までは達しないのでオーケーという判断をしてくるとかあるんですけども、それはある意味、間違っただ話で、そこをしっかりと確認していただくということが必要。そういう場合に、宮城の方では滞留長のチェックしていただいております。それで、特に滞留長で右折レーンを超えないかどうかとか右折の容量が大丈夫かっていうところが大体問題になるわけですけど、結局右折レーンの滞留長を超えると、本線にまで渡って、阻害要因になって大渋滞ということになりますので、そのあたりのチェックをしっかりといただけたらと思います。</p> <p>今回の交通量では、一見問題なさそうではあるんですけども、何分こういう計算上のものは平準化したところで計算してますので、交差点2の映像を見たんですが、最初のサイクルは直進が9台で、右折が1台だったのに対して、次のサイクルは右折が9台で、直進が1台ということで、ものすごいブレがあります。その9台の時に曲がり切れないということになれば、完全にそれで1回アウトになってしまって、それが次の回にも積み重なって大渋滞ということになってしまいますので、そのあたりのチェックをよろしくお願いしたいと思います。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>ありがとうございました。 他ございませんでしょうか。</p>
<p><b>委員</b></p>	<p>専門的なところはわかりませんが、2点ほど気になったところがございます。</p> <p>まず騒音についてなんですが、大店立地法というのは、敷地内の音だけを気にしていればいいということになっているのか、それとも今回道路がかなりきれいになって、交通量も今まで以上に増えると思うんですけども、その新しくなる道路の交通の車の騒音ですか、実際現地に行ってみてきたんですが、店に向かって結構登り坂になっていくと思うんですね。そのときの車のふかし音とかそういう騒音についての対策は、ここに盛り込まなくてもいいのかわかるかというのを教えていただきたい。</p>

	<p>あと、交差点1ですが、ルートインホテルの目の前の4号線に合流する所を通って帰ってきましたが、二本松の合流地点は一旦停止になっていて、合流するまで結構時間がかかってしまい、ちょうど私が交流しようと思ったとき親切な方がいて停まってくださったんですけど、そういう方が増えると4号線が渋滞してしまうのではと心配になったので、そういう検討はされてると思うんですが、回答事項にガードマンを配置するとありましたが、一般交差点には置かないようにとなると、どのように対応していくのか疑問が残ったので教えていただければと思います。</p>
<p><b>会長</b></p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>騒音に関する御心配があつて、それが我々の議論する話なのか、外の話なのかどうなのかということを事務局で回答いただきたいと思います。</p> <p>それから4号線への合流について、誘導員というのはあまり一般の道路に置かないという観点からして、確かに一時停止があつて難しそうだと。このあたりについて、事業者とのやりとりがあつたのでしょうか。お願いします。</p>
<p><b>事務局</b></p>	<p>まず、今回の敷地内の開発道路については、実は他の委員の先生からも御質問等を頂戴しておりました。立地法の騒音の手引き等の資料を見ますと、あくまで建物の敷地内、駐車場内や店舗から発生するものについて予測するという記載がございます。</p> <p>ただ、新たにできる道路については、予測するという記載はありません。実際に生活する方の環境を考えると、それはどうかという御意見を審議委員の先生から頂戴しております。今後、そういった手引きの改定とか明確に定めるというのは県だけの問題でなく、国も含んでということになりますので、経産省に対しても我々の方から、要望や情報提供を行っていきたいと考えております。</p> <p>続きまして、4号線への合流については、交通の予測ですと、十分耐えられ、余裕もあるという結果となっております。</p> <p>ただし、実際に現地に行ってみると違うところもあるかと思っておりますので、今回、個別的要望事項として出させていただく、予測等と乖離した場合は対策をとるようという事項に基づきまして、あまりにも乖離がひどい場合、混雑</p>

	<p>が認められる場合は、事業者に対し何らかの対策をとるよう促したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
会長	鈴木委員、よろしいでしょうか。
委員	(了承)
会長	<p>そろそろ意見を出し尽くすというところに行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>もう1点忘れていたのですが、商業まちづくり条例の審議会で、バス路線との接続も考えてくださいという意見があったかと思うのですが、そちらに関してはどう対応するかについてあまりはっきりとした回答を聞いてなかったように思います。二本松営業所との関係ですね。要するにバス利用者が施設を利用しやすいようにしてくださいということだと思っんですけども。</p>
会長	<p>事業者の方からその点について何かコメントはあったでしょうか。</p>
事務局	<p>バスの計画につきましては、こちらの届出の中には記載等ございませんので、改めて、事業者の方にどういった考えなのかいうことを聞きまして、また改めて御報告させていただければと思います。以上です。</p>
会長	<p>たくさんの来店客の方が来られるにあたって、バスは有効な一つ的手段だと思いますし、またバスがどう止まるのかということも、大切だと思います。そのあたりも、今後、事業者と、今回の意見や要望を伝えるときにあわせて伝えていただきたいと思います。</p> <p>さて、そろそろ皆さんのお話をまとめさせていただきたいと思います。</p> <p>申請が2つ分かれて出ていますので、1つずつ伺いしていきたいと思います。</p> <p>委員の方々からいろいろ意見が出ました。</p> <p>一方で、県の意見は特になしで個別的要望事項として上がっていますし、一般的要望事項として上がっています。</p> <p>委員の先生方からの御意見は、本当に細かく指摘まできちっとされていることが多いのですが、一般的にこの要望事項に書くことは、そんなに細々としたことは書かないという雰囲気があります。</p> <p>むしろこれを事業者に伝えるときに、実は審議会でこう</p>

	<p>いう指摘があったので、ぜひそこはお願いしたいと事務局から言ってもらおうというような形をとるのが普通だと思います。</p> <p>そういう意味では、委員の先生方のコメントというのはやはり個別的要望事項と一般的要望事項に大きくは含まれると理解していますので、私としては、事務局案の「県の意見なし」と資料4のとおりでいいのではと思います。</p> <p>お諮りしたいんですけども、どうしてもつけ足したいというようなことがあれば、御意見をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。大きな意味では、これでいいのではという印象を持っております。</p>
委員	<p>先ほどの最後のケースなんですけど、県の商業まちづくりの推進に関する条例の審議会で意見がついていたわけですけども、それに対しては事業者からの回答は明確にあったんですか。それを受けてこちらでは全く考慮しないということで、いいのか、もしそちらとの整合性といいますか、足並みを揃えるということであれば、渋滞に対してはこのように書いてるわけですけども、あわせて、公共交通利用者にも配慮して、関係者等と連携を取るよということを書くべきではないか。個別なのか一般的にはわかりませんが。</p>
会長	<p>それは、民間の事業者同士の話になりますので、要望にそれを書くというのは、なかなか難しいだろうと思います。事務局からどうぞ。</p>
事務局	<p>福島県商業まちづくり推進条例についての関連の質問ということで私のほうからお答えさせていただきます。</p> <p>商業まちづくりの推進に関する条例は、特に規模の大きな特定小売商業施設という言葉を使いますが、店舗面積8千㎡以上の店舗の立地について条例に基づいて申請いただくものでございます。</p> <p>それは、小売商業施設の適正な配置を行うという考え方のもとに、各市町村がまちづくりの観点で、いろいろな施策を行っております。それが8千㎡を超えるような大きな店舗が出てしまうと、まちづくりにどのような影響を及ぼすかということを検討するものであり、こちらと同じような商業まちづくり審議会で見解等の調整をしている状況です。</p>

	<p>その際に意見はなしということで、要望において、これだけの規模なので、公共交通機関の活用ができるような配慮が必要であろうとの御意見です。</p> <p>これは、あくまでもまちづくり上、地域貢献活動として、いろいろな方が買い物に来れるような体制をとるのがよいことですねという御意見で、設置者で当然に公共交通機関と調整は行っている状況でございます。</p> <p>こちらにつきましては、大規模小売店舗立地法の中でいきますと、交通渋滞の部分はございますが、例えばバスがなければ意見をするとの内容ではありませんので、こうなりましたという報告はないと考えます。基本的には事業者への要望事項として出しておりますので、商業まちづくり推進条例の流れの中で動きが出てくるものと考えております。以上でよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>そういうことではありますが、公共交通が渋滞に全く関係ないかという、そもそも自動車分担率を想定していますので、自動車100%で想定してるわけではないので、20%は公共交通であったり、自転車であったりというアクセスを前提に推定するわけです。</p> <p>そういう意味では、公共交通が全く利用できないというような環境であれば、その分自動車への負荷も高まってしまふということもありますので、全く関係しないというものではないと私は思っております。</p> <p>影響力は小さいと思いますが、ただし、やはりその店舗が地域に愛される利用しやすい店舗を目指すのであれば、やはり自動車利用者だけでなく、公共交通利用者、そういったところにも配慮していただくことをぜひお願いしたい。そういう公共交通利用者に対してあまり目を向けていただけてない事業者が多いということもありますので。できればそういう注意を促すという姿勢はあっていいだろうと思っています。</p> <p>ちなみに、宮城では、実際コミュニティバスを駐車場内、店舗前に乗り入れして、店舗の直近にバス停を設置させる等、そういうことに関してもこの大店立地法の中で意見したりもしているということもありましたので、お話をさせていただきました。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>委員の先生方の非常に注意深い御指摘については、事業者はこの議事録を持って伝えていただきたいと思いますっております。</p> <p>繰り返しのなってしまうのですが、大枠としては、資料の4のとおりでいかがでしょうか。県の意見については、なし、個別的要望事項については、資料4のとおり、一般的に要望事項については、資料4のとおりということで、お諮りしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
委員	異議なし
会長	<p>皆さん異議なしということで、県の方の提案どおり回答するというにしたいと思います。</p> <p>メガステージ二本松Bエリアについても、県の意見なし、事務局案としたいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p>
委員	異議なし
会長	<p>異議なしということで、委員の皆様の御賛同が得られましたので、御提案のとおりとしたいと思います。</p> <p>なお、議長から一つ事務局にお願いがありますのは、委員の先生方の専門的見地からすばらしいコメントや御心配がありましたので、ぜひそちらの方を、議事録をもって事業者との対話の中でお伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事は終了であります。円滑な議事進行に御協力ありがとうございました。</p> <p>では、事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>樋口会長ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様長時間にわたる御審議大変ありがとうございました。</p> <p>閉会に当たりまして、商業まちづくり課長より一言御挨拶を申し上げます。</p>
事務局	<p>委員の皆様には長時間にわたり貴重な御意見を賜りました。ありがとうございました。</p> <p>今後とも、大規模小売店舗立地法に基づき、届出が出された事案の審査につきましては、法の趣旨を踏まえながら、周辺地域の生活環境保持のため、関係機関と連携して適正な審査を進めてまいります。</p> <p>今後とも委員の皆様におかれましては、福島県への支援をよろしくお願いしたいと思っております。</p>



	どうもありがとうございました。
事務局	以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

以上で、大規模小売店舗立地審議会のすべてを終了し、11時40分に閉会した。議長はこの議事を証明するため、議事録署名人とともに署名捺印する。